

条 例

埼玉県本人確認情報の利用及び提供に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十七年七月十四日

埼玉県知事 上 田 清 司

埼玉県条例第四十三号

埼玉県本人確認情報の利用及び提供に関する条例の一部を改正する条例

第一条 埼玉県本人確認情報の利用及び提供に関する条例（平成二十二年埼玉県条例第六号）の一部を次のように改正する。

第一条中「第三十条の七第三項」を「第三十条の八」に、「保存期間に係る本人確認情報」を「都道府県知事保存本人確認情報」に改める。

第二条中「保存期間に係る本人確認情報」を「都道府県知事保存本人確認情報」に改める。

第三条中「第三十条の七第四項第二号」を「第三十条の十三第一項」に、「区域内の市町村の執行機関」を「当該都道府県の区域内の市町村の市町村長その他の執行機関」に改める。

第四条中「第三十条の七第四項」を「第三十条の十三第一項」に、「保存期間に係る本人確認情報」を「都道府県知事保存本人確認情報」に改め、「（同項第二号に掲げる場合における提供に限る。）」を削る。

第五条中「第三十条の八第一項第二号」を「第三十条の十五第一項第二号」に改める。

第六条中「第三十条の八第二項」を「第三十条の十五第二項」に改める。

第七条中「第三十条の八第二項」を「第三十条の十五第二項」に、「保存期間に係る本人確認情報」を「都道府県知事保存本人確認情報」に改める。

第八条中「保存期間に係る本人確認情報」を「都道府県知事保存本人確認情報」に改める。

第二条 埼玉県本人確認情報の利用及び提供に関する条例の一部を次のように改正する。

第六条及び第七条中「第三十条の十五第二項」を「第三十条の十五第二項第二号」に改める。

附 則

この条例は、平成二十七年十月五日から施行する。ただし、第二条の規定は、平成二十八年一月一日から施行する。